

種別	新規（１）チャレンジ応援事業	名称変更（２）地域貢献事業 （旧・きっかけづくり事業）	（３）自立事業化前提型事業
内容	市民公益活動団体が自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体のもつ知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業	市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業
助成金額	上限 3 万円 （補助率 10/10） ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く	上限 15 万円 （補助率 10/10） ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く	上限 50 万円 （補助率 10/10） ※事業収入がある場合は、助成対象経費の合計額から差し引く
団体構成要件	3人以上（過半数が市内 在住・在勤・在学）		
交付条件	当該年度に完了する事業 （既存事業であっても、事業内容の質を高め、新たな展開を図る場合はこの限りではない。）		3年以上の事業継続 （中間報告や面談あり。継続できなかった場合、助成金を返還していただくことがあります）
	同一事業への交付は3回限りとなりますが、同一団体への交付回数は制限なし	同一団体への交付は3回限り ※H25 年度までの「自由提案型事業」および「テーマ設定型事業」、R3 年度までの「きっかけづくり事業」で採択された分を含む	同一団体への交付は1回限り ※自治会も申請可
審査方法	書類審査のみ	公開プレゼンテーションによる審査 （別途プレゼン資料作成必要）	
交付方法	実績払い（事業終了後、実績報告書の提出をし、審査員による審査後に確定）	概算払い有（交付決定額の8割まで）	
その他	- 助成金の交付は、当該年度1団体1事業に限る。 - 審査により対象経費の一部を査定する場合あり。 - 申請書類提出前にコーディネーターによる「書類作成事前アドバイス」や「プレゼン資料作成アドバイス」（いずれも事前予約要）の機会を設け、申請書類提出以前に、事業主体の活動をより具体化、明確化してもらうための支援を実施する。		

※ 旧・ステップアップ事業（補助率 1/2）については、廃止